

令和7年度鮭川村空き家利活用地域活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、鮭川村空き家等対策計画に基づき、地域の活性化及び居住環境の改善を図るため、村内にある空き家の改修等を行うことにより地域のために活用しようとする者に対して、予算の範囲内において令和7年度鮭川村空き家利活用地域活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする際に1年以上使用されていない住宅または建築物をいう。
- (2) 改修等 空き家の移転、増築、改築、改修等をいう。
- (3) 移住世帯 平成28年4月1日以降に県外から村内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島の実県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に村内に住み替えた又は平成31年4月1日以降に村外から村内に住み替えた又は今後住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村へ提出した世帯員がいる世帯をいう。

(補助対象事業および補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持及び再生を目的に空き家の改修等を行う事業で、次の各号に掲げる用途のいずれかに10年以上活用する事業とする。

- (1) 定住促進住宅（入居者は移住世帯に限る）
- (2) 滞在体験施設
- (3) 交流施設
- (4) 地域拠点施設
- (5) その他村長が認める用途

2 補助金の交付の対象となる空き家は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 鮭川村空き家バンクに登録されている空き家であること。
- (2) 現行法規に適合し、安全性に配慮した対応等が実施される空き家であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 山形県内に住所を有する個人又は事業所であること。
- (2) 補助対象事業を確実に遂行できると村長が認める者である

こと。

- (3) 市区町村税等の滞納その他法令違反をしていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員ではないこと。
- (5) 宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する事業を行うことを目的としていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 補助対象事業を実施するために行う空き家の改修等に要する経費（消費税及び地方消費税を除く）
- (2) 第3条に規定する補助対象事業に要する経費（空き家の取得費は除く）
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、6,000千円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象空き家に係る建物の登記記録の全部事項証明書
- (4) 補助対象経費に係る工事費等見積明細書
- (5) 空き家を利活用するにあたって安全性に配慮した内容がわかる書類
- (6) 施工前写真
- (7) 位置図及び平面図（改修前及び改修後）
- (8) 誓約書（様式第4号）
- (9) その他村長が必要と認める書類

（権利関係者の承諾）

第8条 申請者が空き家を借りて補助対象事業を実施しようとする場合は、前条各号に掲げる書類のほか、当該空き家の借用に係る契約書の写し及び当該空き家の所有者の承諾書（様式第5号）を添えなければならない。

（地域への説明）

第9条 申請者は、用途、運営方法等空き家の活用内容について、補助対象空き家が存する地区住民に事前に説明を行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 村長は、第7条の規定による交付申請があったときは、その内容を書類、現地確認等により審査の上、補助金の交付の可否を決定し、鮭川村空き家利活用地域活性化事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）によ

り当該申請者に通知するものとする。

（補助金の変更等の申請）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は当該補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ補助金交付（変更・中止）承認申請書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更の内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 村長は、前項の規定による変更又は中止の申請があったときは、その内容を書類、現地確認等により審査の上、変更又は中止の可否を決定し、補助金交付（変更・中止）承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1）事業収支決算書（様式第3号）
- （2）補助対象経費に係る工事請負契約書および工事代金領収書の写し
- （3）補助事業の実施の記録写真（施工前、施工中、施工後写真）
- （4）振込先金融機関口座を確認する書類
- （5）その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金実績報告書は、当該補助事業の完了の日（以下「補助事業完了日」という。）から起算して30日以内または補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 村長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を書類、現地確認等により審査の上、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、その額を当該交付対象者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を当該交付対象者に交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第14条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）補助金の交付の条件に違反したとき。
- （3）偽り或其他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、または受けたとき。
- （4）補助金の交付決定の日の属する年度内に補助事業を完了しなかったと

き、又は完了する見込みがないとき。

(5) 補助金の交付を受けた日から10年を経過する前に、改修等を実施した空き家の用途を補助事業以外の用途に変更したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、村長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付対象者は、速やかに補助金を返還しなければならない。

(関係書類の整備および保存)

第15条 交付対象者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類、帳簿その他の関係書類を備え、補助事業完了日の属する年度の末日の翌日から起算して10年間保存しなければならない。

(状況報告および広報への協力)

第16条 交付対象者は、当該補助事業に係る空き家の管理状況、活用状況等について、補助事業完了日から10年を経た日の属する年度までの間、各年度の末日までに鮭川村空き家利活用地域活性化事業に係る管理活用報告書（様式第11号）を村長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、ホームページの掲載等、村の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うものとする。

3 交付対象者は、前項の規定により了承する場合において、当該補助事業に係る空き家の所有者でないときは、事前に当該空き家の所有者の承諾を得ておくものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。